

《利用者負担額(保育料)の算定について》

町民税が給与から天引きされている方
町民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)
※毎年6月に雇用主から通知されているもの

平成 年度 特別徴収税額明細	
給与収入	主たる給与
給与所得	以外の合算
その他の所得計	所得区分
	総所得金額①
雑損	控除
医療費	控除
社会保険料	控除
小規模企業共済	控除
生命保険料	控除
地震保険料	控除
障・寡・勤	控除
配偶者	控除
配偶者特別	控除
扶養	控除
基礎	控除
所得控除合計②	
総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当	
先物取引	
	税額控除前④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
	税額控除前④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
	特別徴収税額⑧
	控除不足額⑨
	既充当額⑩
	既納付額⑪
	未納付額⑫⑬⑭⑮
	変更前税額⑯
	増減額⑰⑱
	変更月

町	税額控除前④	
町	所得割額⑥	
町	均等割額⑦	
町	税額控除前④	
町	税額控除額⑤	
町	所得割額⑥	
町	均等割額⑦	
町	特別徴収税額⑧	

《所得割額⑥》に記載の金額が、利用者負担額(保育料)算定の税額となります。

調整控除を除き、住宅借入金等特別税額、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を受けている方について...



《所得割額⑥》にこれらの控除額を足した金額が、利用者負担額(保育料)算定の税額となります。

上記以外の方

町民税・県民税 税額決定納税通知書

※毎年6月に町から通知されているもの

平成 年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書・領収証書

問い合わせ先
茨城県茨城郡茨城町
大字小塚1060番地
茨城町
電話029-292-1111(代)

様方様

課税に関すること
総務企画部税務課

納税に関すること
総務企画部収納対策課

納税組合番号

各種個人コード
コード 通知書番号

平成 年度 町民税・県民税の所得金額及び所得控除明細書

住所	氏名	個人コード 通知書番号	所得控除額	所得控除額
給与所得	山林所得	退職所得	雑種所得	雑種・医療 社保・小児医療 生命保険料 地震保険料
営業所得	農業所得	配当所得	雑種所得	雑・寡・勤 児童手当 扶養
配当所得	不動産所得	控除内訳	調整控除額	調整控除額
控除内訳	調整控除額	調整控除額	調整控除額	調整控除額

平成 年 月 日 茨城町

平成 年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書

区分	課税標準額(千円)	町民税(円)	県民税(円)
総所得①			
山林・退職②			
小計(①+②)③			
短期譲渡④			
長期譲渡⑤			
課税所得⑥			
先物取引⑦			
小計(③+④+⑤+⑥+⑦)⑧			
調整控除額⑨			
配当控除額⑩			
寄附金税額控除額⑪			
外国税額控除額⑫			
寄附金税額控除額⑬			
計(⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬)⑭			
年税額(⑭+⑮)			

《所得割額小計》に記載の金額が、利用者負担額(保育料)算定の税額となります。

調整控除を除き、住宅借入金等特別税額、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を受けている方について...

↓

《所得割額計》にこれらの控除額を足した金額が、利用者負担額(保育料)算定の税額となります。